



人生最後の社会貢献として遺贈という方法があります。大切な財産を横浜の未来につなげてみませんか。

### Q.『遺贈』ってなんですか？

遺言書を作成して、ご自身の財産の受取人やその配分先を指定することをいいます。寄付のひとつのかたちでもあります。

### Q.『遺贈による寄付』とは？

民法が定める法定相続より優先されますので、ご自身の意思に沿った財産の配分をすることができ、税制上の優遇措置もあります。

なお、受取人として横浜市社会福祉協議会を指定していただくと、

**あなたの大切な財産が  
地域の助けあい活動の  
サポートに活かされます。**



社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

— 誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす —

